

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準

平成 29 年 6 月 30 日
告示第 831 号

改正 令和 4 年 10 月 28 日 告示第 1191 号

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「防止法」という。）第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年和歌山県告示第 124 号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）は、平成 29 年 8 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 29 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{ci} 、 C_{cj} 、 C_{co} 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 C_p 、 C_{pi} 及び C_{po} の値に係る業種その他の区分ごとの値については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、なお従前のおりとする。

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「施行令」という。）別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場で、1 日当たりの平均排出水の量が 50 立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の総量規制基準欄に掲げるとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和 55 年 7 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「特別措置法」という。）第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和 55 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

3	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 56 年政令第 327 号。以下「昭和 56 年改正政令」という。）の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
4	<p>昭和 56 年改正政令の施行により昭和 57 年 7 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 56 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
5	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 57 年政令第 157 号。以下「昭和 57 年改正政令」という。）の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
6	<p>昭和 57 年改正政令の施行により昭和 58 年 1 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 57 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

7	<p>水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和 63 年政令第 252 号。以下「昭和 63 年改正政令」という。）の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含み、次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	<p>昭和 63 年改正政令の施行により平成元年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和 63 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされたものを除く。）</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
9	<p>水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 年政令第 266 号。以下「平成 2 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次の各項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	<p>平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以後防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 2 年改正政令の施行により平成 3 年 4 月 1 日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Cci \cdot Qci + Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
11	<p>水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 3 年政令第 240 号。以下「平成 3 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	<p>平成 3 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 3 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 3 年改正政令の施行により施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場</p>	$Lc = (Ccj \cdot Qcj + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
13	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 9 年政令第 269 号。以下「平成 9 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）</p>	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

14	平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
16	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
18	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成12年政令第391号。以下「平成12年廃掃法改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
20	平成12年廃掃法改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年10月1日以後特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条第1項若しくは第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成12年廃掃法改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
21	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$

22	平成 13 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 13 年 7 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 13 年改正政令の施行後に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$
23	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
24	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cco \cdot Qco) \times 10^{-3}$

(2) 窒素含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$
3	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

(3) りん含有量

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成 14 年 10 月 1 日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成 14 年 10 月 1 日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で同日以後特別措置法第 5 条若しくは第 8 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後特別措置法第 5 条の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$
3	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後特別措置法第 5 条第 1 項若しくは第 8 条第 1 項の規定による許可の申請又は防止法第 5 条第 1 項若しくは第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

備考

この表に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 C_{ci} 、 C_{cj} 、 C_{co} 、 Q_c 、 Q_{ci} 、 Q_{cj} 、 Q_{co} 、 L_n 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_n 、 Q_{ni} 、 Q_{no} 、 L_p 、 C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_p 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、次の (1) から (3) までに掲げる区分に応じ、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第 1 については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成 5 年政令第 371 号）別表第 2 号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第 2 については、施行令別表第 2 第 3 号ホに掲げる区域に設置されている指定地域内事業場であって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用する。

(1) 化学的酸素要求量に係るもの

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1 日につきキログラム）

C_c 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の (1) に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

C_{ci} 別表第 1 第 1 号又は別表第 2 第 1 号の化学的酸素要求量の欄の (2) に掲げる数値（単位 1 リットルにつきミリグラム）

Ccj 別表第1第1号又は別表第2第1号の化学的酸素要求量の欄の(3)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cco Ccと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qc 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qci 昭和55年7月1日(4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては、昭和63年10月1日、10の項にあつては平成3年4月1日)以後平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量(Qcjを除く。))(単位 1日につき立方メートル)

Qcj 平成3年7月1日(12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成9年12月1日、16の項にあつては平成10年6月17日、18の項にあつては平成12年3月1日、20の項にあつては平成12年10月1日、22の項にあつては平成13年7月1日、24の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qco 特定排出水の量(Qci及びQcjを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

(2) 窒素含有量に係るもの

Ln 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

Cn 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cni 別表第1第2号又は別表第2第2号の窒素含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cno Cnと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qn 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qni 平成14年10月1日(4の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量(Qniを除く。)(単位 1日につき立方メートル)

(3) リン含有量に係るもの

Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

Cp 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(1)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cpi 別表第1第3号又は別表第2第3号のりん含有量の欄の(2)に掲げる数値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Cpo Cpと同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

Qp 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

Qpi 平成14年10月1日(4の項にあつては平成24年5月25日)以後特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)(単位 1日につき立方メートル)

Qpo 特定排出水の量(Qpiを除く。)(単位 1日につき立方メートル)